

出版合意書(雛形)

(基本事項)

著作物名：
著作者名：
仕 様：…
制作部数：***部

標記の著作物（以下「本著作物」という。）について、琉球大学出版会から出版（電子的又は電磁的方法を含む）すること（以下、出版したものを「本出版物」という。）に関し、
著作権者代表：（以下「甲」という。）と
出版権者：琉球大学長：（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意するものとする。

(仕様)

第1条 本出版物の仕様及び制作部数は、別掲のとおりとする。

(出版費用)

第2条 本出版物に係る出版費用は甲が負担する。本著作物の創作に要した諸経費も同様とする。
2 甲は、本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果、乙又は第三者に対して損害を与えた場合、その責任を負う。

(著作権)

第3条 甲は、乙に対し、本著作物に関し、次の各号に掲げる事項を保証する。
(1) 本著作物全体の著作権を有していること又は本著作物に係る著作権者全員からの委任を受けていること
(2) 本著作物に係る著作権者以外が権利を有する著作物その他について、許諾が必要な利用（慣習として許諾を得て利用される場合を含む。）がされている場合には、その許諾を得ていること
(3) その他、いかなる第三者の権利も侵害していないこと
2 本著作物の著作権は、本著作物の出版にあたり、乙に譲渡されない。

(出版権の設定)

第4条 甲は、本著作物の出版権を乙に対して設定する。
2 乙は、本著作物について、著作権法（昭和45年法律48第）第80条第1項各号に定める権利を専有する。ただし、本合意より前に、甲が第三者に当該権利の一部を専有させている場合には、その部分を除く。次項において同様とする。
3 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。
4 甲は、乙が第2項の権利を行使するために必要な本著作物の複製及び頒布並びに公衆送信について、乙が第三者に委託又は再許諾することを承諾する。

(出版権の存続期間)

第5条 前条により設定された出版権は、本出版物が完成した日（公衆送信により提供さ

れる場合にあっては、公衆送信が開始された日) から 3 年間存続する。

- 2 前項の期間は、甲乙いずれかからの申し出により延長することができる。当該申し出は、前項の期間が満了する 3 か月前までに行うものとする。

(出版の責任)

第 6 条 乙は、本著作物の複製及び頒布並びに公衆送信の責任を負う。ただし、出版までの過程において、乙が、本著作物が出版に適さないと認める正当な理由が生じた場合には、この限りではない。

- 2 乙は、令和*年*月**日までに本出版物を出版する。ただし、やむをえない事情がある場合には、甲乙協議の上、この期日を変更することができる。

(校正等)

第 7 条 本出版物の章立て、図表の配置その他の構成については甲の責任とする。

- 2 甲は、版下での校正についての希望の有無や回数その他を乙と協議の上、版面まで整えた原稿を令和*年*月**日までに乙に引き渡す。

(著作者人格権の尊重)

第 8 条 乙は、出版の過程において、本著作物の内容若しくは表現又は題号に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の同意を得るものとし、甲は、これに協力する。

- 2 前項の変更には、電子的又は電磁的に出版する場合における、やむをえない字体の変更を含むものとする。ただし、自動読み上げに供した場合における、電子計算機が採用する単語等の読み及び抑揚並びに強弱は含まないものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲（本条において、本著作物に係る甲以外の著作者又は著作権者を含む。次条、第 12 条及び第 16 条ただし書きにおいて同じ。）及び乙は、本合意の締約及び履行の過程で知り得た相手方に関する秘密情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(個人情報の扱い)

第 10 条 乙は、本合意の締約過程及び出版業務において知り得た甲の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の趣旨に則って取扱うものとし、次項以外の目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

- 2 甲は、乙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を利用すること及び第三者に提供することに同意する。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議の上、取扱いを決定する。

(二次的利用等)

第 11 条 甲は、本出版物を底本とした翻訳や要約等の二次的利用に係る申請の受付を乙に委任する。申請の諾否、許諾条件は甲乙協議の上、これを決する。ただし、当該二次的利用に伴う利用料は、乙が受領する。

- 2 著作権等管理事業法(平成 12 年法律第 131 号)第 2 条第 3 項の者又は著作権法第 104 条の 11 若しくは同法第 104 条の 10 の 5 の団体、その他、これらの団体等に類する事業

を行う者から、本出版物による本著作物の複製、頒布、公衆送信等を行った対価の支払いがある場合、乙が受領する。

(甲による利用の制限)

第 12 条 甲は、本合意の有効期間中に、本著作物の全部若しくは一部と同一又は明らかに類似すると認められる内容の著作物及び同一題号の著作物の出版を行わない。また、第三者による出版を行わせない。

2 甲は、前項のほか、本出版物の販売部数が減少すると認められる利用は行わない。当該利用に、やむをえない事情がある場合には、事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

(著作権等の侵害に対する対応)

第 13 条 第三者による本著作物の著作権の侵害があった場合又は本合意上の甲又は乙の権利の侵害があった場合には、甲及び乙は協力し、これに対処する。

(著作物利用料)

第 14 条 本出版物は、1 部*,***円で頒布する。この金額には消費税は含まれない。

2 乙は、本出版物の販売について、甲に対し、販売部数を報告し、その販売額から消費税額を控除した額の 100 分の 70 を支払う。

3 乙は、第 11 条各項により受領した利用料について、甲に対し、その明細を報告し、その利用料から消費税額を控除した額の 100 分の 100 を支払う。

4 前 2 項の支払いは、乙が販売額又は利用料を受領した翌年度に甲の研究費として配分することで行う。本合意の有効期間中に著作権の譲渡が行われるなど、甲へ支払う理由が消失する場合には、事前に著作権の譲渡等が行われる後の支払について、甲乙間で協議する。

5 乙は、本著作物を紙等の媒体で出版する場合、国立国会図書館に 5 部納入し、琉球大学附属図書館に 3 部寄贈する。この部数について、乙は、第 1 項の額を甲に支払う義務を負わない。

(増刷、増補、改訂)

第 15 条 本出版物の増刷又は本著作物の増補若しくは改訂については、甲乙協議の上、これを決する。

(合意の有効期間)

第 16 条 この合意は第 2 条第 1 項の費用が甲から乙に振り替えられた日から第 5 条各項の期間が満了するまでの間、効力を有する。ただし、第 9 条その他、社会通念上、本合意の満了後も履行されることが相当と認められる事項については、甲乙ともにその義務を負う。

(合意終了後の頒布等)

第 17 条 乙は、本合意の満了後に本出版物の在庫を有している場合には、第 14 条第 2 項の額を同条第 4 項に基づき甲に支払うことを条件に、これを販売することができる。

2 電子的な方法で出版し、公衆送信される本出版物については、甲からの申し出がない場合、本合意の満了後も公衆送信が継続されるものとする。ただし、甲から公衆送信の停止の申し出があった場合も、適法に当該出版物の使用権を得ている者が使用するため

に必要な公衆送信は保証されるものとする。公衆送信の継続により売上が発生した場合には、乙は、第 14 条第 2 項の額を同条第 4 項に基づき甲に支払うものとする。

- 3 前条に関わらず、第 11 条第 2 項は本合意の満了後も効力を有するものとし、乙は、第 14 条第 3 項の額を同条第 4 項に基づき甲に支払うものとする。

(合意内容の変更)

- 第 18 条 本合意の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じた場合、甲乙間の書面による合意をもって、これを行う。

(合意の解除)

- 第 19 条 甲又は乙は、相手方が本合意の条項に違反した場合、相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には、本合意の全部又は一部を解除することができる。

(権利の譲渡等)

- 第 20 条 甲及び乙は、次の各号の行為を行う場合、事前に相手方の書面による同意を必要とする。

- (1) 甲が本著作物に係る著作権を第三者に譲渡又は担保に供する行為（甲が委任を受けている委任者が持つ著作権についても同様とする。）
- (2) 乙が第 4 条第 1 項により甲から設定を受けた権利を第三者に譲渡又は担保に供する行為

(合意の尊重)

- 第 21 条 甲及び乙は、本合意を尊重し、本合意に定める事項について疑義が生じたとき又は本合意に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

- 2 前項により解決しないなど訴訟に至った場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

_____年____月____日

甲（著作権者代表）

住 所
所 属
氏 名

印

乙（出版権者）

住 所 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地
名 称 琉球大学
氏 名 学長

印